

## 土佐清水市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく補装具費の支給並びに補装具の販売又は修理を行う事業者（以下「補装具業者」という。）の登録並びに補装具費の代理受領等について必要な事項を定めるものとする。

### (事業者の登録)

第2条 補装具業者の登録は、事業者の申請により、事業所ごとに行うこととする。

2 福祉事務所長は、前項の申請を受け、申請を適当と認める場合に登録を行うものとする。ただし、申請が適当と認められないときは、登録しないことができる。

### (登録を受けた事業者に係る情報提供)

第3条 福祉事務所長は、前条の規定による登録を受けた補装具業者に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを障害児・者に提供するものとする。

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 事業開始年月日
- 3 取り扱う補装具の種類
- 4 その他福祉事務所長が必要と認める事項

### (事業者の登録申請)

第4条 登録を受けようとする事業者は、補装具業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、福祉事務所長に提出しなければならない。

- 1 事業所の平面図
- 2 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- 3 法人市民税納税証明書
- 4 登記簿謄本（個人の場合は住民票抄本）
- 5 事業経歴書
- 6 定款
- 7 設備機材概要
- 8 その他登録に関し福祉事務所長が必要と認める書類

### (登録の通知)

第5条 福祉事務所長は、第2条の規定により登録したときは、当該登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に補装具業者登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 福祉事務所長は第2条の規定により登録をしないときは、その理由を示して、その旨を登録申請を行った事業者に補装具業者登録申請却下通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

### (変更等の届出)

第6条 登録事業者は、登録事項に変更を生じたときは補装具業者登録変更届出書（様式第4号）により、または当該事業を廃止又は休止する場合は補装具業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第5号）により速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

### (報告等)

第7条 福祉事務所長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、補装具の販売又は修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは補装具の販売又は修理を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の質問又は検査を行う場合においては、当該職員はその身分を示す証明書（様式第6号）を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (登録の取り消し)

第8条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

- 1 補装具費の請求に関し不正があったとき。
- 2 補装具業者が不正の手段により、第2条の登録を受けたとき。
- 3 補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者もしくはこれらの者であった者が、前条の規定による質問又は検査に応じず若しくは虚偽の報告をしたとき。

(補装具の製作等)

- 第9条 登録事業者は福祉事務所長の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）と補装具の販売又は修理について契約を締結した場合は、その処方に基づき、補装具の販売又は修理を行うものとする。
- 2 補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡すにあたり、福祉事務所長が別に定める場合を除き、登録事業者は身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。
- 3 前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障害者等に適合しないと認められた場合は、福祉事務所長は不備な箇所を補装具適合判定に係る指摘事項通知書（様式第7号）により通知して登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。
- 4 登録事業者は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

(補装具費の代理受領)

- 第10条 福祉事務所長は、予め土佐清水市補装具費代理受領申出書（様式第8号）により申し出を行っている当該登録事業者が、補装具費支給対象障害者等から土佐清水市補装具費代理受領委任状（様式第9号）による委任に基づき、補装具費として当該補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、当該補装具費支給対象障害者等に代わり、当該登録事業者に支払うことができる。
- 2 前項の規定による支払いがあったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。
- 3 登録事業者は、その提供した補装具について、第1項の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払いを受ける場合は、当該補装具を提供した際に、当該補装具費支給対象障害者等から利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 4 補装具の提供に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払いを受ける際、当該支払いをした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(請求)

- 第11条 登録事業者は福祉事務所長に対して補装具費を請求する場合には代理受領に係る補装具費支払請求書に補装具費支給券を添えて請求しなければならない。
- 2 福祉事務所長は、登録事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(補装具引き渡し後の改善)

- 第12条 補装具の引き渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、登録事業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、福祉事務所長は登録事業者に第9条に準じて改善させることができる。
- 2 補装具の引き渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヶ月以内に生じた破損又は不適合は、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。
- ただし、厚生労働省の告示により規定する修理基準（厚生労働省告示第528号）に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後3ヶ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

(不正利得の徴収等)

- 第13条 福祉事務所長は、補装具費支給対象障害者等又は登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

- 第14条 登録事業者は、補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を5か年間保存するものとする。

(登録期間)

- 第15条 登録の有効期間は、登録に関する決定を受けた日より1年間とする。

(登録の更新)

- 第16条 この有効期間満了前1か月前までに福祉事務所長若しくは登録事業者から何らかの意思表示が行われないときは、有効期間満了の翌日において向こう1か年間順次登録を更新したものとみなす。

(雑則)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、福祉事務所長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

補装具業者登録申請書

平成 年 月 日

土佐清水市福祉事務所長 様

所在地  
事業者名称  
代表者氏名

印

土佐清水市における補装具業者として登録を受けたいので、土佐清水市補装具の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第4条に基づき、必要書類を添えて申請します。

フリガナ					
事業所名称					
フリガナ					
代表者の氏名 (事業所)					
事業所の所在地	(〒 - )				
連絡先	電話番号		FAX番号		
口座振込先	フリガナ				種目
	<input type="checkbox"/> 座名義人				普通・当座
	金融機関	支店等		口座番号	
		銀行 金庫 組合 農協		本店 支店 出張所	
取扱補装具種目  (取扱をする種目の左に○印を記入して下さい。)	<input type="checkbox"/> 骨格構造義肢 (*)	<input type="checkbox"/> 眼鏡		<input type="checkbox"/> 歩行補助つえ	
	<input type="checkbox"/> 殻構造義肢 (*)	<input type="checkbox"/> 補聴器 (*)		<input type="checkbox"/> 重度障害者用意思伝達装置	
	<input type="checkbox"/> 装具	<input type="checkbox"/> 車いす (*)			
	<input type="checkbox"/> 座位保持装置	<input type="checkbox"/> 電動車いす (*)			
	<input type="checkbox"/> 盲人安全つえ	<input type="checkbox"/> 歩行器			
	<input type="checkbox"/> 義眼	<input type="checkbox"/> 児童用保持			

- ※1 (\*)の種目を取扱う場合には、本市が指定する種目別調書（付表2～付表5のいずれか。）の添付が必要です。
- ※2 その他の添付書類（事業所調書（付表1）、貸借対照表及び損益計算書、法人市民税納税証明書、登記簿謄本（個人の場合は住民票抄本）、事業経歴書、定款）

補装具業者登録変更届出書

平成 年 月 日

土佐清水市福祉事務所長 様

所在地

事業者名称

代表者氏名

印

次のとおり登録内容の変更があったので、土佐清水市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第6条に基づき届出ます。

届出事項（該当する事項の番号を○で囲む）

（1）事業者に関する変更

- ① 所在地    ② 名称    ③ 代表者氏名

（2）事業所に関する変更

- ① 所在地    ② 名称    ③ 代表者氏名    ④ 連絡先    ⑤ 取扱補装具の種目

※ 事業者に関する変更については、事業所調書（付表1）を添付し、骨格構造義肢、殻構造義肢、補聴器、車いす、電動車いすを新たに取扱う場合には、本市が指定する調書（付表2～付表5）の添付が必要です。

変更事項	変更前	変更後	変更日	備考

様式第5号（第6条関係）

補装具業者事業廃止（休止・再開）届出書

平成 年 月 日

土佐清水市福祉事務所長 様

所 在 地

事 業 者 名 称

代 表 者 氏 名

㊞

次のとおり、登録の廃止について、土佐清水市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第6条に基づき届出ます。

記

（理由）

## 土佐清水市補装具費代理受領申出書

年 月 日

土佐清水市福祉事務所長 様

補装具製作者 所在地  
名称  
代表者  
電話番号

㊞

下記の遵守事項を確認し、補装具費の支給について代理受領を申し出します。

### 記

- 1 支給券に記載されている利用者負担額を補装具費支給対象障害者等から受領し、補装具費の請求の際には、利用者負担額を受領したことを証する書類を添付します。
- 2 補装具引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱い不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヶ月以内に生じた破損又は不適合は、責任をもって改善します。ただし、修理した部位については3ヶ月以内とします。
- 3 土佐清水市補装具費の支給に関する規則の他に次に掲げる法令を遵守します。  
また、改正があった場合は、改正された内容を遵守します。
  - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
  - (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）
  - (3) 補装具費支給事務取扱指針

## 土佐清水市補装具費代理受領委任状

土佐清水市長 様

土佐清水市補装具費の支給に関する規則第7条の規定により、補装具費に係る代金受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

記

平成 年 月 日

委任者 住所

（本人及び保護者）

氏 名

印

捨印

補装具費の代理受領に係る権限を受任しました。

平成 年 月 日

受任者 住所

（事業者）

名称

代表者名

印

捨印

事業所調書

事業所名称				
事業所所在地	(〒 - )			
事業所の代表者 (役職・氏名)	電話 FAX			
法人・個人の別	個人・法人( )			
薬事法上の許可・届出及び事業所の従事者状況	有 [ 年 月 日許可証交付 ] ・ 無 [ 年 月 日届出済証交付 ] 1 管理者又は責任者の氏名( ) 2 従業員数 管理者 名 技術者 名(うち、義肢装具士 名) 事務員 名 その他 名 計 名			
製作(販売)に必要な製品の仕入先の名称及び商品名	仕入先の名称	商品名	仕入先の名称	商品名
事業所所在地 付近略図	最寄駅( )			

※ 事業所の平面図及び建物内部・外観の写真を添付してください。



付表2

## 義肢製作設備等調書

事業所名称	
所在地	(〒 - ) 電話 ( ) -

## 1 施設

室名等	面積等	用途	備考	
事務所	m <sup>2</sup> ( 坪)			
採型室	m <sup>2</sup> ( 坪)			
工場	ギプス作業室	m <sup>2</sup> ( 坪)		
	機械室	m <sup>2</sup> ( 坪)		
	集塵設備	有 ・ 無		
	一般組立室	m <sup>2</sup> ( 坪)		
	作業台	台		
倉庫	m <sup>2</sup> ( 坪)			
合計				

## 2 機械設備等

	名称	数量	名称	数量	名称	数量
機械	カービングマシーン		コンターマシーン		グラインダー	
	乾燥機		吸引成型器		バフグラインダー	
	復元器		集塵器		溶接器	
	真空ポンプ式		ボール盤			
工具類	電機ドリル		ミシン		内周計	
	パイプカッター		八方ミシン		カップリング	
	万力		ゴニオメーター			

### 補聴器取扱調書

事業所名称	(担当者: )
-------	---------

#### 1 設備等

	氏名	年齢	補聴器適応 指導経験年数	補聴器修理 調整経験年数	日本オーディオ 学会講習会受講	備考
従業員 （事務を除く）						
	機 器 名		保有台数		備 考	
設 備	JIS規格オーディオメーター		台			
	SPL測定設備					
	補聴器特性検査器					
	防音ボックス					
	修理用測定器					
	修理工具		有 ・ 無			

付表3-2

2 取扱商品

		製造会社・製品名	機種	備考
標準型	箱型			
	耳掛型			
高度難聴用	箱型			
	耳掛型			
挿耳型	箱型			
	耳掛型			
骨導型	箱型			
	耳掛型			

注) 補聴器交付基準価格の製品についてのみ記入

## 車いす取扱調書

事業所名称	(担当者: _____)
-------	--------------

1 車いすの製作・修理をどの程度行えるか (いずれかに○)

ア 製作・修理業務のすべてを自社で行える。

イ 製作はできないが、修理は自社で行える。

ウ 製作・修理とも自社で行えない。

2 1でアを選んだ業者の方は記入してください。

(1) 主たる機械・工具類

名称	数量	名称	数量	名称	数量

(2) 車いすを主として製作・修理する技術者

氏名	経験年数	修行したところ	その他特記事項

付表4-2

3 1でア, イを選んだ業者の方は記入してください。

修理の部品	可	不可	委託先(業者名)	納入日数
背当シート交換				
肘当交換				
座布交換				
クッション交換				
クッション(ホリステル繊維,ウレタンフォーム等の多層構造のもの)交換				
クッション(ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)交換				
クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調節するもの)交換				
フローテーションパッド交換				
クッション(特殊な空気室構造のもの)交換				
キャスター(大)交換				
キャスター(小)交換				
ハンドリム交換				
座席昇降ハンドルユニット交換				
座席昇降チェーン交換				
座席昇降メカユニット交換				
リーム交換				
レッグレスト交換				
フットレスト交換				
スカートガード交換				
タイヤ交換				
チューブ交換				
ブレーキ交換				
シートベルト交換				
テーブル交換				
スポークカバー交換				
塗装				
夜光材交換				
夜光反射板交換				
バックレストパイプ交換				
バックレストパイプ取付部品交換				
アームレスト交換				
ハブ取付部品交換				
キャスター取付部品交換				
フレーム(サイドベース)交換				
フレーム(サイド拡張)交換				
フレーム(サイド拡張)取付部品交換				
フレーム(折りたたみ)交換				
ハブ用スプリング交換				

付表4-3

修理の部品	可	不可	委託先（業者名）	納入日数
ステッキホルダー（杖たて）交換				
泥よけ交換				
屋外用キャスター（エア式等）交換				
転倒防止用装置交換				
滑り止めハンドリム交換				
キャリパーブレーキ交換				
フットブレーキ（介助者用）交換				
携帯用会話補助装置搭載台交換				
酸素ボンベ固定装置交換				
人工呼吸器搭載台交換				
栄養パック取り付け用ガートル架交換				
点滴ポール交換				

4 1でイ，ウを選んだ業者の方は記入してください。

製作委託業者名	住所	納入日数	オーダーリードタイム	契約年数	備考

### 電動車いす取扱調書

事業所名称	(担当者: _____)
-------	--------------

1 車いすの製作・修理をどの程度行えるか（いずれかに○）

ア 製作・修理業務のすべてを自社で行える。

イ 製作はできないが、修理は自社で行える。

ウ 製作・修理とも自社で行えない。

2 1でアを選んだ業者の方は記入してください。

(1) 主たる機械・工具類

名称	数量	名称	数量	名称	数量

(2) 車いすを主として製作・修理する技術者

氏名	経験年数	修行したところ	その他特記事項

付表5-2

3 1でア, イを選んだ業者の方は記入してください。

修理の部品	可	不可	委託先（業者名）	納入日数
コントローラー交換				
コントローラー部品交換				
電動リフトコントローラー交換				
電動リフトコントローラー部品交換				
操作制御部交換				
操作制御部部品交換				
電動リフト操作制御部交換				
電動リフト操作制御部部品交換				
電動リフト自動停止制御部交換				
電動リフト自動停止制御部部品交換				
ハーネス及びリレー交換				
ハーネス及びリレー部品交換				
電動リフトハーネス交換				
モーター交換				
モーター部品交換				
電動リクライニングモーター交換				
電動リフトモーター交換				
電動リフトモーター部品交換				
ギヤーボックス交換				
ギヤーボックス部品交換				
電動リクライニング装置交換				
電動リクライニング装置部品交換				
電動又は電磁式ブレーキ（主導兼用型用を除く。）交換				
電動又は電磁式ブレーキ（主導兼用型用に限る。）交換				
手動ブレーキ交換				
手動ブレーキ部品交換				
クラッチ交換				
フレーム交換				
フレーム部品交換				
シートフレーム交換				
シートフレーム部品交換				
電動リフトシートフレーム交換				
電動リフトメインフレーム交換				
バックレストパイプ交換				
アームレストパイプ交換				
アームレストクッション交換				
ガードアームレスト交換				
バックシート交換				



付表5-3

修理の部品	可	不可	委託先（業者名）	納入日数
アンダーシート交換				
フットレスト交換				
フットレスト部品交換				
キャスター交換				
キャスター部品交換				
フロントホイール交換				
リヤホイール交換				
タイヤ交換				
リヤシャフト交換				
電動リフトシャフト交換				
電動リフトチェーン交換				
電動リフトチェーンアジャスター交換				
手動兼用型電動装置交換				
手動兼用ホイール交換				
手動兼用ホイール部品交換				
手動兼用型右側駆動装置交換				
手動兼用型左側駆動装置交換				
手動兼用型駆動装置部品交換				
バッテリー交換				
バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル電池）交換				
バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換				
バッテリー部品交換				
内蔵充電器交換				
外部充電器交換				
充電器部品交換				
オイル又はグリス交換				
ステッキホルダー（杖たて）交換				
転倒防止用装置交換				
クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換				
フロントサブホイール（溝・脱輪防止装置）交換				
携帯用会話補助装置搭載台交換				
酸素ボンベ固定装置交換				
人工呼吸器搭載台交換				
栄養パック取り付け用ガートル架交換				
点滴ポール交換				

付表5-4

4 1でイ, ウを選んだ業者の方は記入してください。

製作委託業者名	住所	納入日数	オーダーレディ	契約年数	備考